

庄内広域水道企業団工事等に係る入札結果等の公表に関する要綱

令和8年4月1日

告示第13号

(趣旨)

第1条 この要綱は、入札及び契約の過程及び結果並びに契約内容の透明性を一層向上させる観点から、庄内広域水道企業団（以下「企業団」という。）の発注する建設工事、設計及び測量等の工事関連業務委託（以下「工事関連業務委託」という。）、工事関連業務委託以外の業務委託（以下「その他業務委託」という。）、物品の購入及び賃貸借並びに製造の請負における入札の結果並びに契約に係る情報の公表について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 公表の対象は、次に掲げる事項とする。

- (1) 入札及び契約に係る基準、資格関係の諸規程等（以下「入札及び契約に係る基準等」という。）
- (2) 建設工事（予定価格が200万円を超えるもの。以下同じ。）及び工事関連業務委託（予定価格が100万円を超えるもの。以下同じ。）の発注見通しに関する事項
- (3) 建設工事及び工事関連業務委託に係る入札及び契約の過程等に関する事項
- (4) その他業務委託（予定価格が100万円を超えるもの。以下同じ。）、物品の購入（予定価格が150万円を超えるもの。以下同じ。）、物品の賃貸借（予定価格が80万円を超えるもの。以下同じ。）及び製造の請負（予定価格が200万円を超えるもの。以下同じ。）に係る入札及び契約の過程等に関する事項
- (5) 指名停止措置に関する事項
- (6) 入札の結果

(入札及び契約に係る基準等の公表)

第3条 公表する入札及び契約に係る基準等は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 公表する方法は、総務課内の閲覧所（以下「閲覧所」という。）における閲覧とする。この場合において、企業団は、必要に応じ企業団のホームページへの掲載を行うものとする。

3 入札及び契約に係る基準等を変更した場合は、変更後の入札及び契約に係る基準等を前項の方法により速やかに公表する。

(建設工事の発注見通しに関する事項の公表)

第4条 公表の対象となる建設工事は、当該年度に発注することが見込まれる工事とする。ただし、次に掲げる工事を除く。

- (1) 用地取得が未了の工事
 - (2) 他の行政庁との協議が整わない工事
 - (3) 地元との協議が整わない工事
 - (4) 埋蔵文化財調査が未了の工事
 - (5) 詳細設計が未了の工事
 - (6) 応急の災害復旧工事
- 2 公表する内容は、入札等の方法、工事名、場所、工期、種別、概要及び四半期別の入札予定時期（随意契約を行う場合は、契約を締結する時期）とする。
- 3 公表する時期は4月とし、公表期間は公表した日から当該年度の3月31日までとする。
- 4 公表した発注見通しに変更又は追加が生じた場合は、7月、10月又は1月に修正を行う。
- 5 公表する方法は、閲覧所における閲覧及び市のホームページへの掲載とする。
（工事関連業務委託の発注見通しに関する事項の公表）
- 第5条 公表の対象となる工事関連業務委託は、当該年度に発注することが見込まれる業務委託とする。ただし、次に掲げる業務委託を除く。
- (1) 応急の災害復旧に係る業務委託
 - (2) 他の行政庁との協議が整わない業務委託
 - (3) 地元との協議が整わない業務委託
- 2 前条第2項から第4項までの規定は、工事関連業務委託の発注見通しについて準用する。この場合において、前条第2項中「工事」とあるのは「委託」と、「工期」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
（建設工事の入札及び契約の過程等に関する事項の公表）
- 第6条 公表する建設工事の入札及び契約の過程等に関する事項は、別表第2に掲げるとおりとする。
- 2 一般競争入札又は指名競争入札で総合評価落札方式を実施した場合の評価結果については、落札者決定後、入札経過表の写しを閲覧所で閲覧に供する。
 - 3 建設工事の成績評定結果については、企業団建設工事成績評定要領第10条に定める工事成績評定通知書の写しを建設工事受注者へ通知後、同通知書の写しを閲覧所で閲覧に供するとともに企業団のホームページに掲載する。
（その他業務委託、物品の購入及び賃貸借並びに製造の請負の入札及び契約の過程等に関する事項等の公表）
- 第7条 公表するその他業務委託、物品の購入及び賃貸借並びに製造の請負の入札及び過程等に関する事項は、別表第3に掲げるとおりとする。
（指名停止措置に関する事項の公表）
- 第8条 企業長は、庄内広域水道企業団競争入札参加資格者指名停止要綱（令和8年企業団

告示第12号)により指名停止措置を行った場合は、その旨を速やかに、閲覧所で閲覧により公表する。

2 公表する内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業者名
- (2) 代表者名
- (3) 住所
- (4) 指名停止事由
- (5) 指名停止期間

3 公表する期間は、指名停止措置を閲覧により公表した日から指名停止措置が終了するまでとする。

(入札の結果の公表)

第9条 入札の結果は、閲覧所で閲覧により公表するとともに企業団のホームページに掲載する。

(閲覧時間等)

第10条 第3条から第9条までに定める閲覧所における閲覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 閲覧に供さない日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、企業長が必要と認める日

3 閲覧をしようとする者は、閲覧者名簿に必要事項を記載しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区分	項目
1 競争入札参加資格関係	(1) 庄内広域水道企業団契約に関する規程（令和8年企業団企業管理規程第6号） (2) 庄内広域水道企業団入札等参加者審査委員会規程（令和8年企業団企業管理規程第7号） (3) 庄内広域水道企業団建設工事等指名競争入札参加者の格付に関する規程（令和8年企業団告示第4号）
2 競争入札実施要綱関係	(1) 庄内広域水道企業団建設工事格付指定型一般競争入札実施要綱（令和8年企業団告示第5号） (2) 庄内広域水道企業団建設工事条件付き一般競争入札実施要綱（令和8年企業団告示第6号） (3) 庄内広域水道企業団災害復旧工事入札等実施要綱（令和8年企業団告示第7号） (4) 庄内広域水道企業団郵便入札実施要領
3 指名基準関係	(1) 庄内広域水道企業団指名競争入札参加資格基準（令和8年企業団告示第3号）
4 変動型最低制限価格制度関係	(1) 庄内広域水道企業団変動型最低制限価格制度実施要綱（令和8年企業団告示第8号）
5 低入札価格調査関係	(1) 庄内広域水道企業団低入札価格調査制度実施要綱（令和8年企業団告示第9号）
6 入札関係	(1) 庄内広域水道企業団入札要綱（令和8年企業団告示第10号） (2) 入札条件
7 監督関係	(1) 庄内広域水道企業団建設工事監督要領 (2) 庄内広域水道企業団建設工事監督技術基準
8 検査関係	(1) 庄内広域水道企業団建設工事等検査規程（令和8年企業団企業管理規程第9号） (2) 庄内広域水道企業団建設工事検査基準（令和8年企業団企業管理規程第10号）
9 成績評定関係	(1) 庄内広域水道企業団建設工事成績評定要領

10 談合情報等を得た場合等の対応関係	(1) 庄内広域水道企業団公正入札調査委員会設置要綱（令和8年企業団告示第11号） (2) 談合情報対応マニュアル
11 施工体制関係	(1) 庄内広域水道企業団建設工事元請下請関係適正化指導要領
12 指名停止基準関係	(1) 庄内広域水道企業団競争入札参加資格者指名停止要綱（令和8年企業団告示第12号） (2) 指名停止中業者一覧
13 情報公表関係	(1) 庄内広域水道企業団工事等に係る入札結果等の公表に関する要綱（令和8年企業団告示第13号）

別表第2（第6条関係）

区分	公表項目	公表時期	公表方法	公表期間	閲覧場所
一般競争入札	(1) 工事名 (2) 工事概要 (3) 入札日時 (4) 入札執行場所 (5) 入札参加資格	入札公告時	入札公告	入札公告日からその日の属する年度の翌年度末まで	閲覧所
	(6) 予定価格	次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める公表時期及び公表方法によるものとする。 (1) 入札執行前に公表する場合 入札公告時に入札公告 (2) 入札執行後に公表する場合 落札者決定後に入札経過表の写し		入札公告日又は落札者決定日からその日の属する年度の翌年度末まで	
	(7) 入札者名 (8) 入札金額 (9) 落札者名 (10) 落札金額 (11) 変動型最低制限価格 (12) 低入札調査基準価格	落札者決定後	入札経過表の写しの閲覧	落札者決定日からその日の属する年度の翌年度末まで	
指名競争入札	(1) 指名業者名	落札者決定後	入札経過表の写しの閲覧	落札者決定日からその日の属する年度の翌年度末まで	閲覧所

	(2) 予定価格	次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める公表時期及び公表方法によるものとする。 (1) 入札執行前に公表する場合 入札執行通知発送後に発注概要書の閲覧 (2) 入札執行後に公表する場合 落札者決定後に入札経過表の写しの閲覧		入札公告日 又は落札者決定日からその日の属する年度の翌年度まで	
	(3) 入札者名 (4) 入札金額 (5) 落札者名 (6) 落札金額 (7) 変動型最低制限価格 (8) 低入札調査基準価格	落札者決定後	入札経過表の写しの閲覧	落札者決定日からその日の属する年度の翌年度末まで	
随意契約	(1) 予定価格 (2) 見積業者 (3) 見積金額	落札者決定後	見積合せ経過表の写しの閲覧	落札者決定日からその日の属する年度の翌年度末まで	閲覧所

備考 この表の規定は、工事関連業務委託の入札及び契約の過程等について準用する。この場合において、「工事」とあるのは「業務」と読み替えるものとする。

別表第3（第7条関係）

区分	公表項目	公表時期	公表方法	公表期間	閲覧場所
一般競争入札	(1)規格 (2)仕様 (3)入札日時 (4)入札執行場所 (5)入札参加資格	入札公告時	入札公告	入札公告日からその日の属する年度の翌年度末まで	閲覧所
	(6)物品購入の予定価格 (7)入札者名 (8)入札金額 (9)落札者名 (10)落札金額	落札者決定後	入札経過表の写しの閲覧	落札者決定日からその属する年度の翌年度まで	
指名競争入札	(1)指名業者名 (2)物品購入の予定価格 (3)入札者名 (4)入札金額 (5)落札者名 (6)落札金額	落札者決定後	入札経過表の写しの閲覧	落札者決定日からその属する年度の翌年度まで	
随意契約	(1)物品購入の予定価格 (2)見積業者 (3)見積金額	落札者決定後	見積合せ経過表の写しの閲覧		